

議案第六十五号

三朝町表彰条例の一部改正について

次のとおり三朝町表彰条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年六月十二日

写

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年六月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町表彰条例の一部を改正する条例

三朝町表彰条例（昭和二十九年三朝町条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「表彰は」の下に「、」を加える。

第三条第一号中「あつて」の下に「、」を加え、「本町議会」を「町議会」に改め、「に至る者」を「在職した者」に改め、同条第二号及び第三号を次々ように改める。

二 町長の職にあつて、満十六年以上在職した者

三 助役、収入役、企業管理者及び教育長の職にあつて、満二十年以上在職した者

第三条第六号中「第一号乃至第四号に」を「第一号から第五号までに」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「五十万円以上」を「百万円以上」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「あつて」の下に「、」を加え、「在職満二十五年以上」を「満二十五年以上」に改め、同号を同条第五号とし、同号の前記次の一号を加える。

四 町職員であつて、満二十五年以上在職した者

第五条第一号中「あつて」の下に「、」を加え、「本町議会」を「町議会」に改め、

「に至る者」を「在職した者」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 町長の職にあつて、満八年以上在職した者

三 助役、収入役、企業管理者及び教育長の職にあつて、満十年以上在職した者

第五条第九号中「第二号乃至第四号に規定する」を「第一号から第五号までに掲げる者でその」に改め、「もの」を「者」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号を第九号とし、同条第七号中「五万円」を「二十万円」に改め、「寄附し」の下に「、」を加え、「奇篤行為」を「奇特行為」に改め、「もの」を「者」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「本町」を「町」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「若しくは」を「、又は」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「あつて」の下に「、」を加え、同号を同条第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 町職員であつて、満十五年以上在職した者

第六条中「第三条」の下に「及び」を加え、「在職年数」を「在職期間」に改め、「者は」の下に「、」を加え、「前後通算」を「前後の期間を通算」に改める。

第七条第一項中「特別功労表彰は」の下に「、」を加え、「褒状」を「表彰状」に改

め、「贈呈」を「表彰」に改め、「但し、」を「ただし、」に改め、「の名をもつて」を「がこれを」に改め、同条第二項中「第三条第一号」の下に「、第二号、第三号及び第六号」を加え、「銀杯一個」を「銀杯一組」に改め、同条第三項中「第二号、第三号、」を削り、「第四号」の下に「及び第五号」を加え、「五割以内」を「十分の三以内」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を第四項とする。

第八条第一項中「詮衡」を「選考」に改め、「褒状」を「表彰状」に改め、「贈呈」を「表彰」に改め、「但し、」を「ただし、」に改め、「の名をもつて」を「がこれを」に改め、同条第二項中「第五条第一号」の下に「から第三号まで及び第六号から第九号まで」を加え、「対しては」の下に「、記念品として」を加え、「木杯一組」を「銀杯一個」に改め、同条第三項中「第五条第二号乃至第四号及び第九号」を「第五条第四号及び第五号」に改め、「対しては」の下に「、」を加え、同条第四項及び第五項を削る。

第十条中「もの」を「者」に改め、「事由」を「理由」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一條 前の条例によつて被表彰者となつた者がその表彰前に死亡したるとき、又は遺
贈されたときは、表彰状、感謝状及び記念品は、その遺族に贈呈する。

附則第二項中「第三条第一号乃至第四号及び第五条第一号乃至第四号の」を「第三条
第一号から第五号まで及び第五条第一号から第五号までに」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、改正前の三朝町表彰条例第三条、第四条及び第五条の規定に基
づき表彰された者は、改正後の三朝町表彰条例第三条、第四条及び第五条の規定に基
づき表彰された者とみなす。

3 町職員であつて、その者の在職年数が附則別表の基準日欄に掲げる期日に、在職年
数欄に掲げる年数に達した場合には、第三条第四号及び第五条第四号の規定にかかわ
らず同条同号に規定する在職期間とみなして、同条同号の規定を適用する。

附 則 別 表

基 準 日	在 職 年 數	
	第 三 条 第 四 号 適 用	第 五 条 第 四 号 適 用
昭 和 五 十 一 年 十 一 月 一 日	二 十 一 年 以 上	十 一 年 以 上
昭 和 五 十 二 年 十 一 月 一 日	二 十 二 年 以 上	十 二 年 以 上
昭 和 五 十 三 年 十 一 月 一 日	二 十 三 年 以 上	十 三 年 以 上
昭 和 五 十 四 年 十 一 月 一 日	二 十 四 年 以 上	十 四 年 以 上